

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★宇宙航空システム工学科
「工業」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する事項	工業の関係科目	各項目についてそれぞれ1単位以上計35単位	○ 航空宇宙材料学	2	
			○ 材料力学Ⅰ	2	
			材料力学Ⅱ	2	
			構造力学	2	
			○ 基礎流れ学	2	
			航空流体力学Ⅰ	2	
			航空流体力学Ⅱ	2	
			高速空気力学	2	
			○ 基礎熱力学	2	
			応用熱力学	2	
			伝熱学	2	
			航空推進工学	2	
			宇宙推進工学	2	
			航空機力学Ⅰ	2	
			航空機力学Ⅱ	2	
			特殊航空機概論	2	
			誘導制御Ⅰ	2	
			誘導制御Ⅱ	2	
			航空宇宙機誘導制御	2	
			宇宙システム工学	2	
			○ 宇宙航空工学基礎演習	1	
			宇宙航空工学プロジェクトⅠ	2	
			宇宙航空工学プロジェクトⅡ	2	
			宇宙航空工学プロジェクトⅢ	2	
			航空機整備実習	2	
			航空機性能運動実習Ⅰ	2	
			航空機性能運動実習Ⅱ	2	
			○ 基礎製図	2	
			設計製図Ⅰ	2	
			設計製図Ⅱ	2	
			航空宇宙機設計製図	2	
			○ 宇宙航空工学実験Ⅰ	2	
			○ 宇宙航空工学実験Ⅱ	2	
			宇宙航空工学概論	1	
			○ 工業力学	2	
			○ 機械力学	2	
			○ 情報基礎システムⅠ	1	
			○ 情報基礎システムⅡ	1	
			情報応用システムⅠ	2	
			情報応用システムⅡ	2	
			○ 機械工学大意	2	
			○ 計測工学通論	2	
			○ 工業教育概論	2	
	職業指導		○ 職業指導Ⅰ	2	
			○ 職業指導Ⅱ	2	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○ 工業科教育法Ⅰ	2	
			○ 工業科教育法Ⅱ	2	

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。